

県

千葉県 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請

【抜粋】

◆施設の使用停止要請の解除について

区分をABCDの4つに分け、順次使用停止要請を解除します。集会場等（集会場、公会堂）は区分Bに該当し、令和2年5月26日から解除します。再開にあたっては、取り組むべき感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

◆催物（イベント等）の開催について

5月25日から概ね3週間程度は、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクの対応が整わない場合は中止または延期するなど、慎重な対応をお願いします。

その後の開催に対する中止または延期要請等については、国の方針に沿って、段階的に規模要件の緩和について示します。

開催にあたっては、①人と人との距離の確保、②マスクの着用、③参加者名簿作成や参加者行動管理など、**基本的な感染防止策を講じてください。**

国

～新しい生活様式の定着と引き続き感染拡大防止対策に取り組む中で～

政府の段階的緩和の目安

約3週間ごとに地域の感染状況を評価して段階的に拡大していく方針【抜粋】



< 外出について >

県をまたぐ不要不急の移動自粛を求める

北海道・東京・埼玉・千葉・神奈川以外の移動は容認

全国での移動を容認

お祭り、
野外フェスなど

【地域の行事】

- △ 1または2（どちらか少ない方を限度とする）
 - 1) 上限：100人、屋外の場合：200人
 - 2) 収容率：50%
- 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可

○ 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可

【全国的・広域的】

×

十分な間隔できれば2m)
感染状況を踏まえて判断

★感染防止の3つの基本：①人との間隔は出来るだけ2m(最低1m)空ける、②マスクの着用、③手洗い ★体調が悪いときはムリせず自宅で療養